

(案内) 令和4年度 静岡市新型コロナウイルス感染症に係る
障害福祉サービス事業所等サービス継続事業等補助金について

1. 概要

静岡市は、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービスを継続して提供する取組を支援するため、サービス継続事業及び連携事業に要する費用について、補助金を交付します。

2. 補助対象者

静岡市内で障害福祉サービス等を提供する事業者

3. 補助対象事業

静岡市内で障害福祉サービス等を提供する事業所において実施する、「①サービス継続事業」及び「②協力事業」に対して補助

①サービス継続事業に対する補助とは・・・

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

②協力事業に対する補助とは・・・

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

※令和4年4月1日以降に実施した事業が対象です。

※事業の詳細は、国実施要綱「3 事業内容(1)、(2)」を参照ください。

※提出いただいた書類をもとに、申請内容が補助要件に合致しているか確認します。補助要件に合わない内容については、修正頂く場合がありますので御承知おきください。

4. 補助対象経費

国実施要綱別添1のとおり

5. 補助額

基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の範囲内

※基準単価は、国実施要綱別添1を御確認ください。

6. 補助金申請から請求までの流れ

提出時確認用チェック欄

(1) 交付申請書類の提出【**締切：令和5年3月3日17時**】

◆提出書類・・・

① 補助金交付申請書（様式第1号）	
② 事業計画書（様式第2号）	
③ 事業所・施設別申請額一覧（様式第3号）	
④ 事業所・施設別個表（様式第4号）	
⑤ その他必要書類	

① 交付申請書（様式第1号）について

- 申請日・・・静岡市障害者支援推進課への申請日
- 申請者・・・社会福祉法人等（事業所名ではなく、運営法人名を記入ください。）
※申請者は、法人の代表者となります。
※複数の事業所を運営している場合は、一括して申請ください。
- 事業の名称・・・「サービス継続事業」、「協力事業」を記入ください。
- 申請額・・・様式第2号の申請額の合計を記入ください。

② 事業計画書（様式第2号）について

- サービス種別毎に、補助金を申請する事業所・施設数及び申請額を記入ください。

③ 事業所・施設別申請額一覧（様式第3号）について

- 様式第4号により算出した各事業所の申請額等を記入ください。

④ 事業所・施設別個表（様式第4号）について

- 事業所毎、実施する事業及び所要額等を記入ください。

⑤ その他必要書類について

- 領収書の写しや勤務予定等、対象経費を確認できる書類を提出ください。なお、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、**「一定の要件に該当する自費検査費用」を申請する場合、「理由書」の提出が必須となります。**国実施要綱別添2を確認のうえ、理由書を作成し、その他必要書類として御提出ください。

☞ 上記の書類を受領後、内容を確認し、「補助金交付決定通知（様式第5号）」を静岡市から申請者あて送付します。申請者は、通知内容を確認後、事業実施を実施していただき、実績報告書類の提出（2）となります。事業実施後に申請した場合は、通知を受領後、実績報告書類の提出（2）となります。

(2) 実績報告書類の提出

提出時確認用チェック欄

◆提出書類・・・

① 実績報告書（様式第8号）	
② 事業実績書（様式第9号）	
③ 事業所・施設別実績額一覧（様式第10号）	
④ 事業所・施設別個表（様式第4号）	
⑤ その他必要書類	

① 実績報告書（様式第8号）について

- 提出日・・・静岡市障害者支援推進課への提出日
- 交付決定額・・・申請後に市から通知があった額
- 事業完了年月日・・・最後に事業を行なった日を記入ください。

② 事業実績書（様式第9号）について

- サービス種別毎に、補助金を申請する事業所・施設数及び実績額を記入ください。

③ 事業所・施設別申請額一覧（様式第10号）について

- 様式第4号により算出した各事業所の実績額等を記入ください。

④ 事業所・施設別個表（様式第4号）について

- 事業所毎に実施した事業及び実支出額等を記入ください。
※実支出額は所要額欄に記入ください。

⑤ その他必要書類について

- 領収書の写しや勤務日誌等、対象経費を確認できる書類を提出ください。なお、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、「一定の要件に該当する自費検査費用」を申請する場合、「理由書」の提出が必須となります。国実施要綱別添2を確認のうえ、理由書を作成し、その他必要書類として御提出ください。

☞ 上記の書類を受領後、内容を確認し、「補助金交付確定通知書（様式第11号）」を申請者あて送付します。申請者は、通知を受領後、請求書の提出（3）となります。

(3) 請求書の提出

提出時確認用チェック欄

◆提出書類・・・	① 請求書（様式第 12 号）	
	② 振込先が確認できるものの写し	

① 請求書（様式第 12 号）について

- 請求者・・・申請者と同一
- 請求額・・・補助金交付確定額を記入
- 振込口座・・・振込を希望する銀行口座を記入（静岡市に相手方登録をしている場合は、登録口座を記入）
- 請求日・・・補助金交付確定通知書の日づけから 10 日以内

☞ 上記の書類を受領後、内容を確認し、補助金を支払います。

7. 提出方法

次に記載の URL から電子申請にて提出して下さい。

URL : <https://logoform.jp/form/79j2/204964>

※電子申請による提出が困難な場合は、下に記載の問い合わせ先まで御連絡ください。

8. その他

- 「静岡市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等サービス継続事業等補助金交付要綱」及び国実施要綱「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」をお読みいただき、書類に不備が無いように確認をお願いします。
- 申請書類に不明な点がある場合は、随時問い合わせさせていただきますので、対応をお願い致します。
- 本事業は、国の補助制度であるため、補助金交付後に国による検査が実施される場合があります。不正、違法な手段による申請が無いように御留意ください。
- 消費税仕入控除税額に係る取扱いについて、実績報告書提出後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに市長に報告し、これを市に返還する必要があります。
- 令和5年度の本補助事業実施については、未定です。

9. 問い合わせ先

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部 障害者支援推進課自立支援係 三上 松林

TEL : 054-221-1098 e-mail : shougai-support@city.shizuoka.lg.jp